

[事案 2024-129] 新契約無効請求

・令和7年3月2日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-130] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年2月に契約した家族収入保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、一部解約返戻金を残した状態で契約者貸付を行い、貸付金の金利を残した解約返戻金で支払いすることにより、解約返戻金の一部を引き出して自由に使えるとの誤った説明を受けた。
- (2) その説明により、少ない掛け金で大きな保障を受けられると認識し、その説明が決め手となり契約の申込みをした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、そもそも契約者貸付ができない契約であるにもかかわらず、募集人は、契約時に、55歳の払込満了後に契約者貸付ができるとの誤った説明をした。しかし、募集人は、満期に発生する解約返戻金のうち、一部を残した状態で契約者貸付を行い、その金利を残した解約返戻金で支払えるというような説明はしていない。
- (2) 募集人は、契約時、契約者貸付について特別に強調した説明は行っていない。保険料払込期間満了は申込みしてから約30年後であり、30年先の契約者貸付の利用可否が主な加入動機になるとは考えにくく、契約者貸付ができるという募集人の誤った説明が決め手となり契約を行ったという申立人の主張を認めることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約時に、55歳の払込満了後に契約者貸付ができるとの誤った説明を行い、契約後の令和3年3月においても同様の誤った説明を行っている。
- (2) 募集人も契約者貸付に関して著しい錯誤をしていたことが認められ、申立人が少ない掛け金で大きな保障を受けられるとの必ずしも明瞭ではない認識をしたことについて、募集人にも相当程度の原因があったと考えられる。